

# 第1節 取組みの体系

第3章で示した本市の「望ましい環境像」の実現に向けた取組みは、市・市民・事業者の協働の取組みとして、以下の体系に沿って進めていきます。

市民一人ひとりが ふるさとの環境をまもり・はぐくみ・つたえるまち

